

静岡県バイオマス発電施設等の設置に係る配慮事項

本配慮事項は、静岡県内での、バイオマス燃料を用いた大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に規定するばい煙発生施設及び付帯施設（燃料保管場所等）（以下「バイオマス発電施設等」という。）の設置、稼働等に当たり、事業を実施する者（以下「事業者」という。）が、生活環境、自然環境及び景観の保全の観点等から配慮すべき事項を示すものです。

事業者は以下に記載する事項について、十分配慮の上、事業を推進してください。

1 目的

バイオマス発電施設等の設置及び稼働に当たり、事業者が本配慮事項に基づき事業を実施することにより、環境負荷等の低減を図ることを目的とする。

2 バイオマス燃料の定義

バイオマス燃料とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 4 項第 5 号に規定するバイオマス（以下「バイオマス」という。）を燃料に用いるもの及びバイオマスを原材料とした燃料をいう。

バイオマスの種類	バイオマスの例
メタン発酵ガス（バイオマス由来）	下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス
間伐材等由来の木質バイオマス	間伐材、主伐材
一般木質バイオマス、農作物残さ	製材端材、輸入材、パーム椰子殻、もみ殻、稲わら
建設資材廃棄物	建設資材廃棄物、その他木材
一般廃棄物、その他のバイオマス	剪定枝、木くず、紙、食品残さ、廃食用油、汚泥（ペーパースラッジ等）、家畜糞尿、黒液

資源エネルギー庁「再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック」より（一部加筆）

3 環境保全のための配慮事項 （全般的事項）

- (1) バイオマス発電施設等の設置、稼働及び工事車両や燃料運搬車両等の走行により環境影響を受けるおそれがある市町（以下「地元市町」という。）並びに周辺住民及び関係団体（以下「住民等」という）に対して事前に事業の概要を説明することが事業を円滑に進めるためにも有効であることから、事業者は、事業の概要を計画した段階で、地元市町及び住民等に説明するよう努めるものとする。
- (2) 事業の実施による生活環境、自然環境及び景観等への影響について、専門家や地元市町から意見を聴取するよう努めるものとする。

- (3) バイオマス発電施設等の稼動に当たっては、使用する燃料の種類及び使用量のほか、発電量、排出ガスの状況等について定期的に公表することが望ましい。
- (4) 事業者は、生活環境の保全等に関し、地元市町又は住民等と協定を締結することが望ましい。

(個別事項)

バイオマス発電施設等の設置、稼動及び工事車両や燃料運搬車両等の走行に当たり、環境保全のために配慮すべき事項は、以下のとおりである。

なお、事業の実施に当たり、関係法令やガイドライン等の確認を十分に行い、これに従うことが必要となるが、各法令等における規制基準や環境基準等を遵守することのみならず、施設の設置、稼動に当たり最新の技術を取り入れる等、環境負荷の低減に努めるものとする。

また、事業者は、事業が環境に与える影響について地元市町から環境の保全に係る対応を求められた場合には、地元市町と十分な協議を行い、適切な対応に努めるものとする。

(1) 大気汚染

ア バイオマス発電施設等の稼動に当たっては、有害物質を除去する装置を設置するなどして、排出ガスによる影響の低減を図るよう努めるものとする。また、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の大気汚染物質の排出量や濃度について、地元市町又は住民等と協定を締結することが望ましい。

イ バイオマス発電施設等の設置に係る工事車両や燃料運搬車両等の走行により生じる大気汚染について、生活環境及び自然環境への影響の低減を図るよう努めるものとする。

(2) 騒音・振動

バイオマス発電施設等の設置、稼動及び工事車両や燃料運搬車両等の走行により生じる騒音及び振動について、生活環境及び自然環境への影響の低減を図るよう努めるものとする。

(3) 悪臭

バイオマス発電施設等の稼動及び燃料運搬等により生じる悪臭について、生活環境への影響の低減を図るよう努めるものとする。

(4) 水質汚濁

バイオマス発電施設等の設置及び稼動により生じる水質汚濁について、生活環境及び自然環境への影響の低減を図るよう努めるものとする。

(5) 自然環境

バイオマス発電施設等の設置、稼動及び工事車両や燃料運搬車両等の走行により生じる動物、植物及び生態系への影響の低減を図るよう努めるものとする。

(6) 景観

バイオマス発電施設等の設置に当たっては、周囲の景観と調和が図られるよう努めるものとする。

(7) 廃棄物

バイオマス発電施設等の設置により発生する廃棄物及び稼働により生じる焼却灰等の廃棄物について、種類及び発生量の整理並びにリサイクルの可否を検討し、廃棄物の排出抑制に努めるものとする。

(8) 地球環境

バイオマス燃料の輸送時に発生する温室効果ガスを抑制するため、地域内にあるバイオマス燃料を活用し、地域内で消費することが望ましい。

4 その他の配慮事項

バイオマス発電施設等の設置、稼働及び工事車両や燃料運搬車両等の走行に当たり、その他配慮すべき事項は、以下のとおりである。

(1) 燃料の調達

ア 将来にわたり安定供給が可能なバイオマス燃料の調達に努めるものとする。

イ 木質バイオマス燃料の調達に当たっては、森林法に基づく保安林制度や森林計画制度に沿った、適切な森林の保全及び更新に努めるものとする。

(2) 燃料の有効活用

バイオマス発電施設等の稼働に当たっては、発電と同時に、排熱を利用するなど、バイオマス燃料の有効活用を図ることが望ましい。

5 環境影響評価手続

当該事業が、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）及び静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号。以下「条例」という。）に定めるところにより環境影響評価の対象事業に該当する場合は、法及び条例に基づいた環境影響評価の手続が必要となることに留意すること。

【参考】

- ・ 静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成10年 静岡県条例第44号）
- ・ 小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン（平成26年10月 環境省）
- ・ バイオマスエネルギー導入ガイドブック（2010年1月 独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構）

静岡県

くらし・環境部 環境局 生活環境課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
TEL 054-221-2268、FAX 054-221-3665
電子メール seikan@pref.shizuoka.lg.jp

平成27年1月